医療法人手のクリニック(北海道)訴訟事件概要

項目	内容
I事件の概要	1 基金北海道支部審査委員会は、原告から請求された平成30
	年7月診療分及び同年9月診療分の皮弁作成術、移動術、切
	断術、遷延皮弁術(3事例)について、また、同年9月診療
	分の靱帯断裂形成手術(2事例)について、いずれも「医学
	的に過剰」であるとして減点査定した。
	2 原告は、当該減点査定を不服として再審査請求を行った
	が、基金北海道支部審査委員会は、再審査結果を「原審どお
	り」とし原告に通知した。
	3 原告は、査定相当分の診療報酬 179,410 円の支払いを求
	め、基金を提訴した。
 Ⅱ 訴訟経過	 1 札幌地方裁判所 令和元年(ワ)第 1606 号診療報酬請求事件
11 以下以作加	訴訟金額 179,410 円
	令和元年 8月 9日 提訴
	令和元年 10月7日 第1回口頭弁論
	令和元年 11月 21日 第1回弁論準備期日
	令和元年 12月 17日 第 2 回弁論準備期日
	令和 2 年 1 月 15 日 第 3 回弁論準備期日
	令和 2 年 2 月 5 日 第 4 回弁論準備期日において和解成立
Ⅲ和解の経緯	提訴に伴い、手部を専門とする整形外科領域の審査委員が検
	証した結果、当該事例について、「請求は妥当」との見解が示
	されたこと。
	担当職員は、審査結果に関する特段の疑問点はないとして、
	審査委員等への確認を実施していなかったこと。
	以上の状況等から、訴訟の係属を断念し、対象分の査定を取り消す内容の和解案を提示して、原告との和解を成立させた。
	7 相 9 門谷の相解来を提示して、原古との相解を成立させた。
IV 和解内容	主な和解条項
·	1 本件解決金として、190,641 円(診療報酬 179,410 円及び
	遅延損害金 11,231 円)を支払う。(2 月 21 日支払済)
	2 原告に対し、審査及び再審査において不十分な点があった
	ことを認め、結果として、原告において本件訴訟を提起する
	に至ったこと及び支払が遅れたことにつき遺憾の意を表明
	する。
	3 今後とも審査委員会の審査及び再審査部会の再審査を適
	切に行うことを約束する。